

マイナ保険証をお持ちの人へ

「資格情報のお知らせ」を交付します

「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカードの被保険者証（保険証）利用の申し込みをした人がご自身の健康保険の加入情報を簡易に把握できるようにするものです。

健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。

- ・氏名、被保険者記号・番号、生年月日などを記載しています。
- ・資格を喪失したら無効となります。

資格情報のお知らせ（イメージ）

資格情報のお知らせ			
		(交付者名) (保険者番号)	
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ			
		令和〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)	
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70 歳以上のみ記載)		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

「資格情報のお知らせ」の有効期限

- 70 歳未満の人にはありません。
- 令和 9 年 7 月 31 日までに 75 歳を迎える人は誕生日の前日までとなります。
→後期高齢者医療保険に移行するため、国保年金医療給付課より「資格確認書」等を交付します。
- 70 歳以上の人は令和 9 年 7 月 31 日までとなります。
→前年度の所得状況に応じた負担割合（2 割または 3 割）が記載された「資格情報のお知らせ」を交付します。その他、負担割合が変更になった際にも改めて交付します。

「資格情報のお知らせ」だけでは医療を受けられません

マイナ保険証が利用できない医療機関等の窓口では、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証と一緒に提示することで、受診できます。右下部分を切り取り、カードサイズでも使用できます。

今回交付分より右下部分にも適用年月日が記載されるため、すでに「資格情報のお知らせ」を交付している方にも交付します。

また、「資格情報のお知らせ」の代わりに、スマートフォンで資格情報画面をマイナ保険証と一緒に提示することでも、受診できます。

他の健康保険資格を取得した時は、必ず国保資格喪失手続きをお願いします。

国保資格喪失の手続きが遅れると、国保税が他の健康保険料と重複して請求されます。

他の健康保険資格を取得日以降、マイナ保険証の情報が更新される前に、国保の資格で医療機関を受診した際は、その医療費を全額返していただくことになります。

お問い合わせ先 瀬戸内市役所 国保年金医療給付課

TEL : 0869-22-1790 FAX : 0869-22-3973